

第三次小平市地域福祉活動計画

中期に向けた中間報告

概要版



平成 24 年3月

小平市社会福祉協議会

計画策定の目的と計画の性格

① 「地域福祉」を計画的に推進するための計画

平成 12 年 6 月から施行された社会福祉法（第 109 条）で市町村社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。それゆえ、小平市社会福祉協議会（以下、「小平市社協」と表記します）は、「地域福祉の推進」を計画的かつ効果的に進めることを目的として「小平市地域福祉活動計画」を策定しました。

② 第二次小平市地域福祉活動計画を見直して第三次計画を策定

小平市社協は、平成 6 年 3 月に「小平市地域福祉活動計画」（計画期間は平成 6 年度～15 年度の 10 年間）を策定しました。これを受け、平成 16 年 4 月に「第二次小平市地域福祉活動計画」（計画期間は平成 16 年度～20 年度の 5 年間）を策定しました。第二次計画の期間が終了するため、次期の計画として第三次小平市地域福祉活動計画を策定しました。

③ 民間の地域福祉活動を中心的にまとめた計画

社会福祉法（第 107 条）では、市町村は、地域福祉を推進するための「市町村地域福祉計画」を策定するときは住民や社会福祉の事業者や活動を行う者の意見を反映させるように規定されています。地域福祉の効果的な推進のためには、小平市の策定する地域福祉計画（小平市第三期地域保健福祉計画）と小平市社協の策定する第三次小平市地域福祉活動計画の役割分担と連携（整合性）が必要です。

計画の期間

第三次小平市地域福祉活動計画の期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間とします。計画期間を前期 3 年間、中期 3 年間、後期 4 年間とし、期間中の社会的な変化や制度改正などの状況を踏まえて、必要に応じて本計画の改定について検討します。

《第三次小平市地域福祉活動計画の計画期間》

第三次 小平市地域福祉活動計画	前 期	中 期	後 期
	平成 21～23 年度	平成 24～26 年度	平成 27～30 年度

計画の基本理念

1 人間性の尊重、社会参加と自立・自己表現の推進

小平市に暮らす誰もが、また小平市で活動する誰もが、一人の人間として尊重される環境づくりをめざします。また誰もが、自らの意思に基づき、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、社会の一員としてその人らしい健康で安心のある生活を送ることができるように、社会参加と自立・自己実現への支援を推進します。

2 ノーマライゼーションの理念の実現

地域社会では、高齢者や障がいのある人、子ども、外国籍を持つ住民などさまざまな人たちが暮らし、活動しています。「地域で暮らす誰もが差別されることなく、あたりまえに生活を営み、さまざまな活動に参加できる社会があたりまえである」というノーマライゼーションの理念を地域住民一人ひとりが理解し、行動していくことができる地域社会づくりをめざします。

3 住民主体による福祉のまちづくり

地域社会の主人公はそこに暮らす地域住民です。住民が人間としての尊厳を持って暮らすことができる地域社会は、国や他人がつくってくれるものではありません。地域に住む住民自らが、主体的に人間らしい暮らしを求め、福祉のまちづくり、暮らしづくりを求める活動していく地域をめざします。

4 利用者の権利をまもるしくみづくり

福祉サービスの利用にあたっては、サービスを受ける利用者がサービスを提供する事業者と対等な立場に立ち、自らの選択により適切な福祉サービスが利用できるよう、利用者の権利をまもるしくみづくりを進めます。

計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、次のような基本目標を定めます。

地域で支えあう
福祉のまち・こだいら

前期の活動状況と中期の活動方針

①住民主体の地域福祉活動の展開

少子高齢化の進行や一人暮らしが増えた中で、さまざまな生活の困難性を抱えた市民が暮らしています。こうした生活課題の中には、近隣住民の協力と助け合い活動があれば解決できるものもあります。地域社会における住民相互の助け合い活動の活発化を促進します。

地域の取り組み

- ・自治会や青少年対策地区委員会が地域交流会などのイベントを開催しています。
- ・自治会やボランティア団体で買い物やごみ出しなどの助け合い活動を行っています。
- ・小学校では地域の清掃活動を実施したり、地域福祉を考える授業を展開しています。
- ・高齢クラブでは健康を高める活動や友愛訪問、美化活動などを自主的に行っています。

社協の取り組み

◆前期の活動状況

- ・自治会、青少年対策地区委員会、地域防災を考える会等に社協職員が参加しました。
- ・障害者福祉センター等で地域懇談会を開催するなど、近隣の関係づくりに努めました。
- ・先駆的に取り組んでいる自治会活動を紹介し、新たな地域に広がるよう働きかけました。
- ・人材の裾野を広げるため、講座等の実施や組織と組織の結びつけ等を試みました。

◆中期の活動方針

- ・小地域での地域懇談会など「共助」の体制をつくっていくための具体的な進め方を検討します。
- ・様々な活動を支援するとともに、先駆的な事例について広く市民への周知に努めます。
- ・基盤が整備された地域では、直接的な支援からより自主的な活動になるように促していきます。
- ・人材の裾野を広げるため、これまでとは異なる働きかけも検討していきます。

②安全で安心できるまちづくりの推進

今日、安全で安心できる生活に対する市民の関心が高まっています。災害時要援護者も含めた防災対策の充実、詐欺事件や犯罪に巻き込まれないような防犯対策の充実、高齢者や障がいのある人、子どもたちの見守り活動などを通じ「福祉のまちづくり」を進めます。

地域の取り組み

- ・障害者のつどいでは、障害者週間に作品展示会を開催しています。
- ・民生委員・児童委員は、「災害時ひとりも見逃さない運動」を実践しています。
- ・自治会やPTA等により、児童の登下校の見守り活動が展開されています。
- ・自治会や自主防災組織、学校等により、防災訓練が実施されています。

社協の取り組み

◆前期の活動状況

- ・行事や講座等において、ノーマライゼーション理念の普及に努めています。
- ・電話訪問やおはようふれあい訪問などが新たな地域に広がるように働きかけています。
- ・関係機関との連携を図り、災害時要援護者の名簿作成などに協力しました。
- ・「あんしんネットワーク」を軸に、福祉関係の当事者団体等とのネットワークを形成しました。

◆中期の活動方針

- ・引き続き、法人全体としてノーマライゼーション理念の普及に努めます。
- ・見守りがより自主的な活動になるよう促していくとともに、新たな地域の開拓に努めます。
- ・被災地への職員派遣の経験等も踏まえながら、災害時要援護者に対する支援を進めます。
- ・災害時におけるボランティアの養成を行い、より実践的な取り組みを目指します。

③日常生活支援サービスの充実

生活の困難性（福祉ニーズ）を抱えながら支援につながらない人を早期に発見するとともに、適切な福祉サービスが受けられるような体制づくりと在宅福祉サービスの向上、子育て支援や青少年健全育成支援、障がいのある人の生活支援などの活動を進めます。

地域の取り組み

- ・民生委員・児童委員は地域の気がかりな人を関係諸機関につなげ早期に対応しています。
- ・ボランティア団体では、介護家族相互の親睦や高齢者問題の啓発活動を行っています。
- ・障がい者団体では、障がいのある子どもたちが地域で豊かに生活するための支援を行っています。
- ・ボランティア団体や青少年対策地区委員会により、子どもや子育てへの支援が行われています。

社協の取り組み

◆前期の活動状況

- ・相談などを通じ「困っている人」の福祉ニーズの把握・早期対応に努めました。
- ・小平市成年後見制度推進機関の設置により相談が増加し、成年後見申立に結びつきました。
- ・ほのぼのひろばの拠点は15か所に拡大し、介護予防や生きがいづくりなどを行っています。
- ・障がいのある人のための相談や日中活動、訓練、講座等の取り組みを行っています。

◆中期の活動方針

- ・関係機関との連携により、一人ひとりに適する支援を提供できるようにしていきます。
- ・地域福祉権利擁護事業についても、利用者の生活の安定に努めていきます。
- ・ほのぼのひろばの運営の維持継続のために、新規のボランティア養成を行っていきます。
- ・障害福祉センター等では、活動の効率的な方法を研究していきます。

④相談援助及び情報提供体制の充実

地域での相談・支援の中核を担っている民生委員・児童委員との連携を強化し、地域福祉をきめ細かく進める人材の育成や、専門的な相談機関との連携などにより、相談体制の充実を図ります。また、自分の力（自助）で生活課題を解決するためには、自己選択・自己決定に当たって、必要かつ十分な情報がその情報を必要とする人に伝わるということが不可欠であることから、福祉に関する情報をさまざまな媒体を通じて積極的に提供します。

地域の取り組み

- ・NPO団体により、市民の自主的な活動の支援や参加のきっかけをつくる講座が行われています。
- ・市内のグループホームでは、課題解決を図る場として定例会を実施しています。
- ・青少年対策地区委員会では、あおぞら福祉センターや社協の事業を紹介しています。
- ・民生委員等の住民が、市内小中学校の学校経営者協議会に出席しています。

社協の取り組み

◆前期の活動状況

- ・子育てを終えた方、退職された方を対象に、地域活動の担い手となる人材発掘に努めました。
- ・ボランティアセンター、ボランティアコーナーの相談窓口を充実させています。
- ・障害者福祉センター等で障がい者を対象にした専門性の高い支援を行っています。
- ・社協ホームページをリニューアルするとともに、社協だよりで詳細な情報提供に努めました。

◆中期の活動方針

- ・地域懇談会やサロンづくりの過程においても、人材の育成、発掘に努めます。
- ・より市民に身近な相談窓口として、プランチ方式や地域コーディネーターの導入なども検討します。
- ・社協職員の資格取得等を推進するとともに、ネットワークの裾野を広げるよう努めます。
- ・組織横断的な連携による情報発信が必要なことから、内部検討委員会の設置を検討します。

⑤福祉のこころの醸成と福祉学習の推進

学校教育における福祉学習の促進、高齢者や障がいのある人との交流の促進などを通じて福祉のこころの醸成を図ります。また、こだいらボランティアセンターを中心にボランティアの育成を図るとともに、福祉の専門的な人材の確保を図ります。

地域の取り組み

- ・小学校では、教員が福祉教育の研修に参加したり、福祉体験活動を取り入れています。
- ・学園坂ストリートギャラリーでは、商店街や学生、地域住民等が連携して展示会を実施しました。
- ・地域包括支援センターでは、家庭介護教室を実施して福祉人材の養成を行っています。
- ・「だれもがともに小平ネットワーク」では、障がい者理解と協力者養成の講座を開催しています。

社協の取り組み

◆前期の活動状況

- ・福祉体験協力団体等を講師に、教員のためのボランティアスクールを実施しました。
- ・学生と協働で、地域福祉活動の推進を目的とした「こだいらNPO推進セミナー」を開催しました。
- ・小中学校の福祉教育やボランティア団体と共に講座を通じて人材確保に努めました。
- ・東京都社協、他市社協と連携して、専門的な人材の確保に努めています。

◆中期の活動方針

- ・学校内にとどまらず、福祉施設や住民を巻き込んだ福祉教育の重要性を伝えていきます。
- ・ゼミ単位での関わりだけでなく、今後は大学単位での協働体制の検討をしていきます。
- ・地域連携を念頭に置いたグループ育成を行い、継続したボランティア活動につなげます。
- ・受け入れ施設等の基盤強化を目的としたボランティアコーディネーター養成も行っていきます。

⑥地域福祉を推進するための基盤づくり

地域福祉を推進するために、住民へのPRや主体的な参加を促進し、小平市や民生委員・児童委員、各種団体との連携を強化しつつ、小平市社協の組織強化を図ります。

社協の取り組み

◆前期の活動状況

- ・市の様々な課との連携を深め、住民へのきめ細やかなサービス提供につなげました。
- ・民生委員・児童委員や社会福祉法人、ボランティア団体との連携を強化しました。
- ・会員の拡大、協力員の充実、市補助金の確保を図りました。
- ・各種運営事業や組織運営の充実を図りました。

◆中期の活動方針

- ・市をはじめ関係諸機関にさらに信頼が得られるように、職員の資質の向上に努めます。
- ・民生委員・児童委員との協働やボランティアの確保などに引き続き努めていきます。
- ・会員や協力員の拡大、市補助金の確保に引き続き努めています。
- ・各種運営事業や組織運営の充実に引き続き努めています。



福祉バザー



共同募金

取り組みの様子



初心者手話講習会



さくらまつり



四小放課後子ども教室（手話体験）



総合的な学習での福祉体験（点字）



ほのぼのひろば（多摩済生園）



学園坂ストリートギャラリー

中期の重点的な取り組み

「地域で支えあう福祉のまち・こだいら」の実現に向けて

①前期を振り返って～新たに明らかになった課題

第三次小平市地域福祉活動計画は、平成21年度から30年度までの計画であり、全体の3分の1の期間を経過しました。

3年間の活動については、第2章で振りかえってきたとおり、それぞれの分野で、それぞれの人びとや団体が、基本目標の「地域で支えあう福祉のまち・こだいら」の実現に向けた取り組みをしてきました。

一方、この3年間に新たに明らかになった課題もあります。

それは、人びとが「孤立」した状態に置かれがちであるということです。

②「孤立」と「孤独・孤立死」

たとえば、「孤独・孤立死」という問題が報じられるようになって数年が経ちます。ある調査によると、平成20年には全国で3万人余りが「孤独・孤立死(無縁死)」しているということです。また、平成22年には「消えた高齢者」というニュースが、マスコミで報じられました。住民登録はされているものの、生死不明な高齢者の問題です。これらはいずれも、地域の中の人ととのつながりが希薄になっていることの象徴として扱われました。

③「孤立」と「災害」

孤立の問題は、災害など緊急事態の際にはより多くの人が直面します。災害が発生したとき、避難するために手助けが必要だったり、迅速な避難行動が困難な人がいます。それの人びとが、日ごろから地域社会の中に「意識」されることにより、災害時の安否確認や避難の誘導など、生命を守ることにつながります。

④「孤立」と「虐待」

また、児童虐待と「孤立」の関係が指摘されることもあります。核家族化や都市化の影響で周囲に子育て経験をした人がいなくて相談できない、子育てをしている友人と関係をつくれない、家族が育児に協力的ではないなど、虐待の背景に当事者の「孤立」がある場合が多いといわれています。

高齢者虐待についても同様に、相談する相手がないことや公的介護サービスなどを十分に利用しないことによる心身の疲労が、虐待につながることが指摘されています。

⑤中期の取り組みに向けて

～ 「地域で支えあう福祉のまち・こだいら」の実現に向けて

この計画では、それぞれの重点目標とその実現に向けた福祉活動を計画しており、それらの活動を通じて、「孤立」の問題への取組みも進められています。しかし、この問題は今後さらに深刻さを増していくことが予想されることから、取組みの一層の推進が必要とされています。

そこで、中期の3か年の活動に際しては、今あげた3項目「孤立化や孤独・孤立死を防ぐ地域づくり」「災害による被害を最小限に食い止める地域づくり」「虐待を生み出さない地域づくり」について「重点的な取り組み」と位置づけます。これらのテーマについて関係者の主体的な取り組みを通じて、大きな課題である「孤立」を解消し、地域の人びとのつながりを再構築する、「地域で支えあう福祉のまち・こだいら」の実現に向けて進んでいきたいと考えています。



福祉施設と連携した介護見守り講座



十四小地区防災訓練

孤立化や孤独・孤立死を防ぐ地域づくり

今、小平市の65歳以上の高齢者は約37,000人、そのうち高齢夫婦世帯が約40%。一人暮らし世帯が15%弱であり、合わせると高齢者世帯の55%近くに昇っています。中期では特に、高齢者の孤立化への対応や、買い物困難な高齢者・障がい者への支援、孤独・孤立死の防止などに重点的に取り組んでいく必要があります。

★中期における社協の重点的な取り組み

民生委員・見守りボランティアなどの連携による見守りネットワークの構築

高齢者や障がい者、子育て世帯など見守りが必要な人を「共助」の視点から支えていくために、見守り活動はこれまでにも民生委員・児童委員や高齢クラブなど様々な担い手によって行われてきました。市が介護予防見守りボランティア制度を開始したこともあり、今後は社協が中心となって、担い手同士の連携と情報共有を進めていくことで、効率よくもれのない見守りや支え合いの仕組みをつくり上げていきます。

災害による被害を最小限に食い止める地域づくり

首都直下型地震をはじめ、東海地震、東南海地震、南海地震などマグニチュード7以上、震度6~8の大地震の発生率が30年以内に70%と言われており、小平市でも家屋倒壊や火災などにより大きな被害が出ることも考えられます。東日本大震災の教訓を生かしながら、日ごろの地域活動を通じて、地震等の災害による犠牲者や被害を可能な限り少なくできる地域づくりに重点的に取り組んでいく必要があります。

★中期における社協の重点的な取り組み

地域の枠を超えた実践的な防災訓練

防災訓練はこれまでにもいくつかの小学校区などを中心に実施されてきましたが、今後は地域の枠を超えて活動を広げ、広域的な取組みとして広がっていくようにしていきます。そのため社協は、現在活動を行っている小学校区の事例を他の地区にも紹介していくとともに、地域の枠を超えた連携を図ることができるよう連絡・調整を行っていきます。

虐待を生み出さない地域づくり

児童虐待や高齢者虐待が深刻さを増しています。虐待と思われる事態が生じたときの「通報義務」が住民に周知されています。小平市では、児童相談所への早期の通報が浸透しており、重大な児童虐待事件は発生していません。また、高齢者や障害者に対する虐待防止についても、広報がされています。今後も保護者や介護者の孤立化を防ぎ、子育てや介護の負担をできるだけ軽くする地域づくりに重点的に取り組んでいく必要があります。

★中期における社協の重点的な取り組み

身近な近隣関係を通じたさりげない見守り活動

虐待を未然に防ぐためには子育てや介護の担い手の孤立を防ぐための人とのつながりが大切です。社協では、近隣住民が顔見知りになる機会を企画し、身近な近隣関係を通じたさりげない見守り活動を提唱していきます。

「第三次小平市地域福祉活動計画」を実効あるものにするために

… 前期見直し検討委員会を終えるにあたって …

第三次小平市地域福祉活動計画見直し検討委員会

東日本大震災は、首都圏においても大きな被害をもたらし、いくつもの課題を提起しました。30年以内に70%の発生率がという警告が発せられている首都直下地震をはじめ東海沖地震などの大規模地震がいつ到来してもおかしくない等、地震への備えの必要性が本計画にも問題提起をしました。また、孤立、虐待や孤独・孤立死など地域の中で急速に浮かび上がっている課題などを加え、中期計画への取り組みは急務です。

無縁社会への決別と地域コミュニティ再生への実践的行動計画へ

第3章で取り上げた重点的な三項目への対応策は、実は別々のものではなく、いかにコミュニティを取り戻すかという点でひとつに集約されるのではないかと思います。孤独・孤立死の問題にしても、虐待にしても、民生委員・児童委員の訪問や児童相談所への通報が重要であることはいうまでもないのですが、第一義的には、個人情報保護名目や関わり合いを避ける無縁社会に決別し、近隣に適度な関心を持ち、関わり合う地域コミュニティをいかに取り戻すかにかかっているのではないでしょうか。こうした地域は、自然発生的には実現しません。人為的に働きかけ、つくって行かねばなりません。

今回の、この地域福祉活動計画にしても、計画を立て、計画書を発行するだけで効果が出てくるほど簡単なものでないことはいうまでもありません。

計画は目標を定め、評価し総括できる計画づくりが・・・

平成24年度から3年間の「中期」計画は、前期の到達点を基礎に、めざす目標をしっかりと見据え、実践的・計画的・人為的に、近隣関係に地域コミュニティ復活への足がかりをつける計画であることが求められます。計画的ということは、目標を定め、そこに向けて、どう実践を組み立てて行くかが明確にされる必要があります。目標に到達するための“手立て”を打ち出さねばなりません。また、実際の実践がどうであったかを、到達点との関係で振り返り、評価する機会をつくることが不可欠です。つまり、目標に対する「総括」です。総括で、「成果と教訓」、「欠陥と問題点」を明確にして、次の段階に向けてのステップを刻んでいくことが必要です。

「中期」は、「地域で支え合う福祉のまち」をめざし、中身づくりの重要な3年間です。第三次計画が終了するまでに、どこまで進められるかの展望を描きながら、実践的計画的であってほしいと願います。

大切なことは、小平市民の生活が、災害や孤独・孤立がもたらす被害に遭遇しない状況に、一歩も二歩も近づけることであり、そのために、住民組織、当事者組織や団体が力を寄せあい、小平に生活する市民が総ぐるみで意識し、行動しあうまちづくりをめざし歩むことです。そのため社協と行政が力を合わせ、市民を時にはリードし、ときにはまとめて

行く羅針盤をもったオルガナイザーとしての運動体的役割を果たす必要性があります。これらのこととが一足飛びには適わないにしても、そこに向けての一歩につながる「中期計画」にして行くことを期待しています。

プロセスから学び、普遍化して行くことが大切

閉ざされた地域関係を、“連帯と支えあいの地域関係”に！

適度に近隣に関心を持ち、関わり合う地域コミュニティを人為的に働きかけ、つくって行くことが大切です。

優れた実践からは教訓を引き出し、市内各地域に実践的に広げ、普遍化して行く役割、時には、試行的に実践を試みる点火役を演じ、子どもや地域の人々に“おせっかいを焼く”地域づくりを手がけて行ってほしいと願います。大切なことは、典型となる実践をただ例示するだけでなく、たとえ成功裡に終わった事例であっても、必ずしも最初から最後までうまくいっているとは限らないし、試行錯誤の結果でようやく到達した成功であることだってあるかもしれません。そのエキス、それも失敗ややり直しまでの取り入れたエキスから学び、他に活かしていく、そうして初めて成功例の事例を普遍化していくのではないでしょうか。

地域を、「何のために、どう変えていきたいか」がなければ、実践のしようがありません。「小平市の地域福祉活動計画」は、小平市における現状分析からの状況把握を、これから先、どういう状況に高めていくかの目標値を掲げることから始まります。その頂を、どのくらいの期間で、どのようなステップを刻みながら極めていくかの方法論的「行動計画」です。

小平市地域福祉活動計画は第一次計画、第二次計画に次いで、第三次計画を平成21年度から平成30年度まで立てました。現在は計画の最終目標の頂までの、どの段階に位置しているのでしょうか。

地域福祉活動計画を実践的に追求していくことは、現在の閉ざされた地域関係を、“連帯と支えあいの地域関係”に変革していくことだと思います。こうした“連帯と支えあいの地域関係”への夢を、より多くの住民と共有し合えるならば、たった一人で見る夢とは違って、必ずや正夢に近づけて行けるのではないでしょうか。



民生委員・児童委員マップつくり



わいわい広場（八小地区青少年対策地区委員会）



第三次小平市地域福祉活動計画 中期に向けた中間報告 概 要 版

平成 24 年3月発行

編集・発行 社会福祉法人 小平市社会福祉協議会
〒187-0043 東京都小平市学園東町 1-19-13
小平市福祉会館4階

電 話 042-344-1217・1218

F A X 042-341-6220

ホームページ <http://www.syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp/>